

学研労協 NEWS ニュース

高エネルギー加速器研究機構

臨時賃下げ訴訟 第1回口頭弁論が開かれました

以下、職員組合 闘争委員会委員長 船越義裕様からいただいた原稿を掲載させていただきます。

提訴の内容は NEWS ニュース No4 を参照ください。

高エネルギー加速器研究機構臨時賃下げ訴訟第1回口頭弁論が、1月28日（月）に水戸地方裁判所土浦支部で行われました。全大教関係の全国一斉提訴の三つの訴訟の中でも最初の裁判です。

まず、傍聴に参加して下さった職組の皆様に、厚くお礼を申し上げます。訴訟を起こしてみても、職組内の団結は固くなり、また共闘している職組や組織からの援助は大変心強く、裁判は元気が出る活動だと感じています。

傍聴人は、学研労協関係（茨城国公）から11名、全大教から8名、高エネ関係19名、マスコミ（常陽新聞）1名の、合計39名で、目標の40名にほぼ到達しました。

13：10の定刻通り裁判が始まり、今回は、原告側の要望により、原告側の意見陳述が行われました。最初に、筆者（船越）が訴訟に至った思いと機構経営陣のやり方が如何にひどいかを訴え、続いて若手の原告（長橋）が、賃下げにより生活にどれくらいひどい影響を出ているかを訴え、最後に鮎川弁護士が機構のやり方の法律上の問題点等について意見を述べました。被告側からは、訴状に対する答弁書が書面で提出されましたが、傍聴人も含めて裁判には誰も出てきませんでした。

次回の裁判の日は4月15日（月）午前10：30に決定しました。2月末頃に、被告側の主張を述べる準備書面が提出され、原告側はそれに対する反論を用意することになります。

裁判の後、報告会が行われ、鮎川弁護士による説明や質疑応答等が行われました。学研労協の小瀧議長、茨城国公の山口委員長、全大教の中嶋委員長等から連帯のメッセージを頂きました。中嶋委員長の「意見陳述を聞いて胸のつかえが少し降りた」という言葉が印象に残りました。常陽新聞が、この裁判の経過を1月29日付けで報道しています。

高エネルギー加速器研究機構 職員組合 闘争委員会委員長 船越義裕